

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会（以下「当法人」という。）の定款第44条の定めに基づき、理事会に関する事項を定め、もって理事会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事および監事以外の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(理事会の種類および開催)

第4条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときまたは欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、副会長または理事が招集し開催する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事および監事に対し発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所および会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事および監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、副会長または理事がこれに代わるものとする。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である会長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、副会長または理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 重要な規程の制定、並びにその改廃に係る事項
- (2) 顧問の任免
- (3) 社員総会の招集（定款第17条）
- (4) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (6) 委員会の設置に関する事項（定款第51条）
- (7) 委員会の設置および運営に関する基本的事項（定款第51条）
- (8) 会員の入会の承認
- (9) 会長、副会長の選任および解職
- (10) 事業計画の承認
- (11) 重要な資産の処分
- (12) 多額の借財
- (13) その他社員総会の権限に属せしめられた事項以外で理事会の議案にふさわしい事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項は除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の議決を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

第11条 会長および業務執行理事は、各自の職務執行の状況および重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 当法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

2 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

（欠席者に対する通知）

第13条 会長は、理事会の議事の概要およびその結果につき、欠席した理事および監事に対し通知しなければならない。

第14条（施行）

この規定は平成25年4月1日から施行する。

第15条（改廃）

本規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成27年度総会の定款変更に伴い平成27年6月20日から施行する。